

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第2項の規定により、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和6管理年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量の区分を次のとおり令和6年9月26日付けで変更した。

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量
くろまぐろ（小型魚）	京都府定置漁業	22.9 t
	京都府漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するもの）	1.0 t
	京都府漁船漁業等（その他）	0.1 t
	留保	2.1 t
くろまぐろ（大型魚）	京都府定置漁業	28.41 t
	京都府漁船漁業等（府内産地市場へ出荷するもの）	0.1 t
	京都府漁船漁業等（その他）	1.96 t
	留保	1.33 t